

「松本城プロジェクションマッピング2026-2027業務」

企画提案募集要項

令和8年5月

城下町松本フェスタ組織委員会

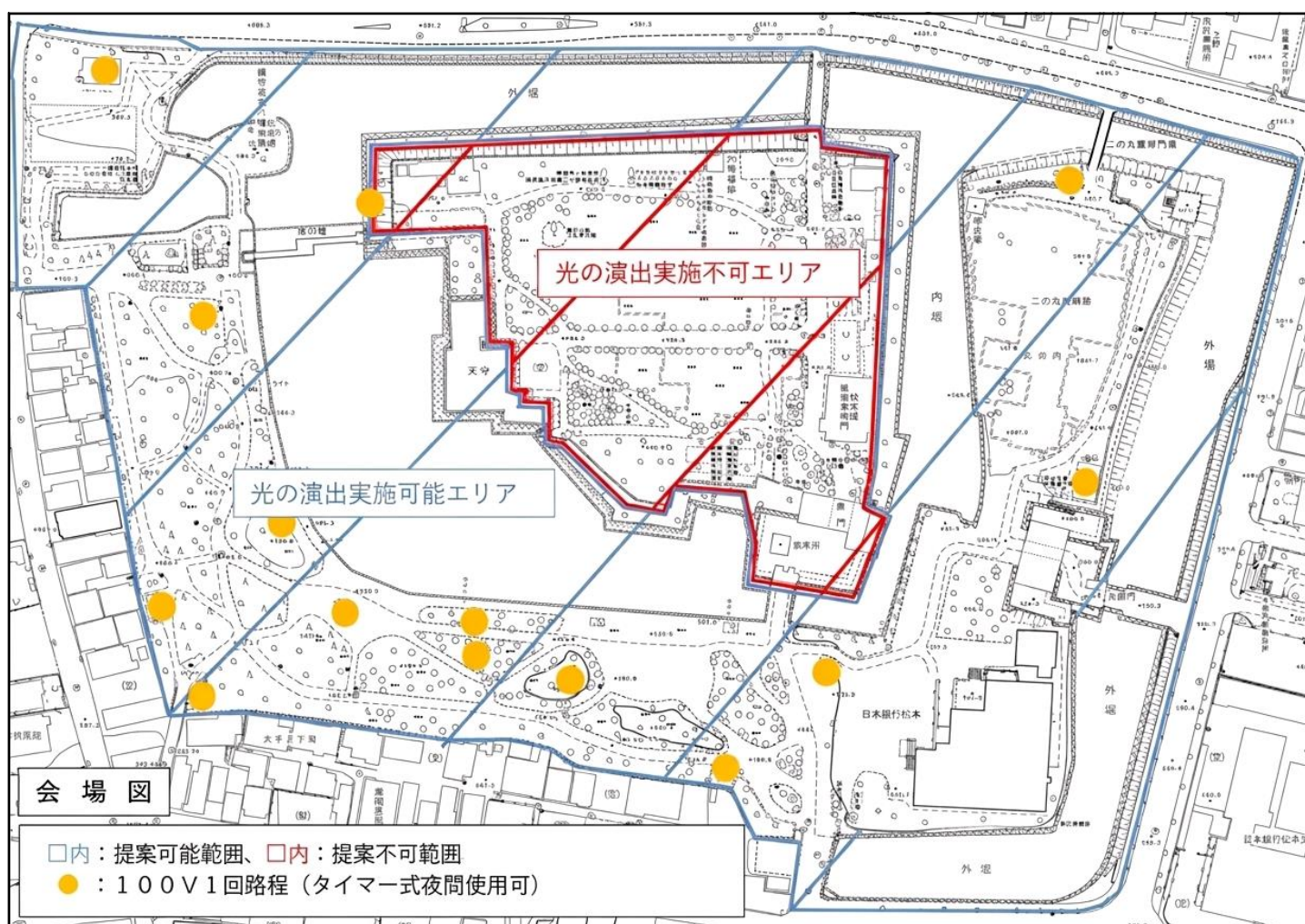
1 はじめに

本要項は、「松本城プロジェクションマッピング2026-2027業務」にかかる企画提案の募集や最優秀提案者の選定等に関して定めるものです。

「松本城プロジェクションマッピング2026-2027」は、松本市の冬のイベント「松本かっちゃん 2026-2027」のコアプログラムとして、高い創造性・芸術性・実現性を重視するため、公募型プロポーザル方式により実施します。

2 事業概要

「松本かっちゃん ～光と氷の城下町まつり～」(旧名称：光と氷の城下町フェスティバル)は、本市の観光の閑散期である冬季の誘客促進を図るとともに、冬を代表する観光コンテンツとして、令和3年度から5年間にわたり開催してきました。中でも松本城プロジェクションマッピングは、イベントを象徴するメインコンテンツです。



(1) 履行場所 松本城天守、松本城公園内（※1）

(2) 点灯期間 令和8年12月12日(土)から令和9年2月14日(日)まで

(3) 点灯時間 午後6時00分から午後10時00分まで

(4) 実施内容 松本城天守：プロジェクションマッピング（※1）(※2)
松本城公園内：光の演出（任意の演出）

(5) 条件制約

ア 履行場所について、国史跡を含むため杭打ちや掘削はできない他、現状変更許可申請が必

要であり、場合によっては文化庁と協議が必要となるため、設置物は規格や設置方法等により個別の判断を要する。また、内堀内への機材設置は不可、天守は国宝で外壁は漆塗りのため、建物に傷み等の被害がでない演出とする。

イ 資機材について、景観に配慮した配色になるよう、事前に調整する。

ウ 現地での作業について、事前の調整を必須として、夜間の音の出る作業及び内堀1m以内への車両進入・停車は禁止。松本城公園内は、作業が終日可能で園路内への車両の乗入れは4t車以下を原則とし、停車時間は必要最低限で歩行者優先、車いすが通行可能な幅を確保する。また、本丸庭園内は、手荷物程度の搬入等は営業時間内も可能、車両を使用する場合は営業時間外とする。

(※1) 投射は大天守、辰巳附櫓、月見櫓、渡櫓、乾小天守、各下部石垣の南西面及び黒門、園庭を必須とする。

(※2) プロジェクションマッピングを主として、他の演出方法を加えた提案は可能とする。

3 業務概要

- (1) 業務名称 松本城プロジェクションマッピング2026-2027コンテンツ制作業務
 - (2) 業務内容
 - ・城下町松本フェスタ組織委員会（以下「組織委員会」という。）が契約した業者の機材を用いて、投影可能なコンテンツ作成（演出企画、映像制作、演出映像、演出プログラム）(※1)
 - ・園庭照明等のデザイン及び設置工事、管理運営、撤去工事(※2)
 - ・関連企画の実施
 - (3) 契約期間 契約の日から令和9年3月19日(金)まで
 - (4) 委託者 組織委員会
 - (5) 提案上限額 36,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (※1)使用可能機材【別紙1】、役割分担【別紙2】、コンセプト【別紙3】のとおり
(※2)許容電力使用量10KW

4 企画提案概要

本募集要項、仕様書、提出書類様式を十分に理解のうえ、以下を全て企画提案書(任意様式)へ記載することとする。

(1) 実施体制、安全管理、運営の提案

- ア 必要となる資格や経験を有した人員の配置
- イ 会期中のメンテナンスや管理方法、運営方法、緊急時も含めた連絡体制
- ウ 史跡に配慮した点
- エ 設置物等の歩行者への安全確保策及びいたずら防止策
- オ 不点灯やトラブルなど、不測の事態への対応方法

(2) デザイン、演出等の提案

- ア デザインテーマ及びテーマに基づくコンセプトや具体的な内容の設定
- イ 年齢や性別、国籍を問わず、幅広い層に響くデザイン及び演出
- ウ 松本城及び地域が持つ特性を考慮したデザイン
- エ 時代の感性に合致し人々の共感を得られる光景観
- オ 話題性が高くニュースバリューとなりえる企画
- カ 多くの人を惹きつけSNS映えする発信したくなる企画
- キ 天守だけでなく公園内を一体的に彩るボリューム感のある点
- ク 演出構成の工夫や体験型、色彩及び色調の変動、時間ごと、または日、週、月単位での変

化など、来場者数の維持に繋がる点

ケ 夜間だけでなく昼間の景観、本来持つ風景との調和を意識した点

コ 点灯及び設置(使用機材、数量、サイズ、設置位置、設置方法)、消費電力、想定される点灯期間中の電気代、演出方法等を図や文章などで詳しく説明

サ 実施内容・設置物などが昼間の景観を損なわない点

(3) 関連企画の提案

ア 関連企画実施等による収益確保

イ イベントの開幕を盛り上げる点灯式や実施期間中の演出と連動した催し、地域関連事業者との連携、周知を図る看板設置など集客に資する取組み

(4) 中期ビジョンの提案

継続することによる効果やメリット

(5) 実績

過去に主として実施したイルミネーション演出の概要

5 契約に関する事項

(1) 契約交渉者

最優秀提案者を契約交渉者の相手方に決定する。契約交渉者との交渉が不調に終わった場合、組織委員会において次点とされた者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約の方法

契約内容は組織委員会と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

(3) 委託料の支払い

業務完了後、組織委員会の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。ただし、着手金や分割払いが必要な場合は、組織委員会と協議のうえ決定する。

6 応募資格及び実績

応募者は次に示す条件にいずれも該当すること。

(1) 民法及び会社法(「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。)に基づく単独の法人または民法及び会社法に基づく複数法人で形成される共同体(以下、「共同体」という。)であること。また、単独の法人または共同体の構成員は、他の共同体の構成員と重複参加しないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者であること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てを受けなかった者とみなす。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。)をしていない者または更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者または更生手続開始申立てを受けなかった者とみなす。

(5) 松本市の入札参加資格者に係る指名停止要領に基づき、入札参加停止の措置を受けていない

者であること。

- (6) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 松本市暴力団排除条例に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 国税(法人税及び消費税)及び地方税を完納していること。
- (9) 受託者と直接的な雇用関係にある「業務責任者」及び「イルミネーションデザイン責任者」を配置できること。
- (10) イルミネーションデザイン責任者については、過去5年間に於いてプロジェクトマップの映像制作などの経験と実績を持つものとする。
- (11) 共同体で参加の場合、構成員すべてが上記(1)から(10)を満たしていること。また、契約の相手方は代表事業者とすること。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 募集開始日	令和8年5月22日(金)
イ 現地説明会	令和8年6月2日(火) 午後2時から午後3時
ウ 質問書の提出期限	令和8年6月4日(木) 正午まで
エ 質問書に対する回答	令和8年6月9日(火) (※1)
オ 参加表明書提出期限	令和8年6月11日(木) 午後5時まで
カ 参加資格審査及び結果通知	令和8年6月17日(水) (※1)
キ 現地試し投影	令和8年6月22日(月)～6月26日(金) (※2)
ク 企画提案書提出期限	令和8年6月30日(火) 正午まで (※3)
ケ プレゼンテーション審査	令和8年7月6日(月) 午後 (※1)
コ 選考結果通知	令和8年7月上旬
サ 契約締結	令和8年7月中旬

(※1) 予定は変更する場合がある。

(※2) 希望の事業者と別途調整する。費用は希望事業者の負担とする。

(※3) 提出後に書面審査を実施する場合がある。

(2) 現地説明会の参加

質問や企画提案を行うにあたり現地確認をしたい場合は、令和8年5月28日(木)午後5時までに、参加の意向を電子メールで送信するものとする。

なお、現地説明会の内容は、松本城公園で組織委員会から本事業の概要説明、現地の制約、電源箇所や構造物を設置する際の留意点、本事業と関連して組織委員会が独自に実施する事業などの詳細を説明する。

【送付先電子メールアドレス：kankou@city.matsumoto.lg.jp】

※ メールタイトルは「(団体名)松本城PJ現地説明会への参加」とする。

※ 本文へは、「参加人数」と「当日の連絡先」を記載することとする。

(3) 参加表明書の提出

以下の提出書類ア～ケについて、提出期限までに事務局へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。

なお、共同体で参加の場合、各事業者がそれぞれ提出書類を揃え、代表事業者が一括で提出すること。

- ア 共同体構成表(様式7)(※1)
- イ 参加表明書(様式8)
- ウ 誓約書(様式9)

- エ 法人概要（様式10）
- オ 登記事項証明書（※2）
- カ 国税の納税証明書（納税証明書「その3の3」）（※2）
- キ 地方税の納税証明書（未納の税額がないことが分かる証明書）（※2）
- ク 財務諸表（※3）
- ケ 印鑑証明書（※2）

（※1）共同体を予定している場合のみ

（※2）提出日から3カ月以内のもの、コピー可

（※3）提出日から直近のもの

(4) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式11)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

質問を受けた場合は、質問の内容及び回答を松本市ホームページで公表する。

【送付先電子メールアドレス：kankou@city.matsumoto.lg.jp】

※ メールタイトルは「(団体名)松本城PJ業務質問書」とする。

(5) 企画提案書の提出

以下の提出書類ア～ケについて、提出期限までに事務局へ持参又は郵送により、必要部数(社名入り1部、社名無し10部)及びPDF形式の電子媒体(CD又はDVD)1部を提出すること。

なお、「オ見積書の内訳書」及び「カ業務実施スケジュール」については企画提案書の中に記載すること。

ア 提案書類提出書（様式1）

イ 企画提案書（A4横両面印刷、長辺2点留め、任意様式）（※1）

ウ 企画提案書のポイント、デザイン（様式2-1、2-2）

エ 本業務に関する提案見積書（様式3）

オ 上記エの内訳書（任意様式）（※2）

カ 業務実施スケジュール（様式任意）

キ イルミネーション実績書（様式4）

ク 業務責任者経歴書（様式5）

ケ デザイン責任者経歴書（様式6）

（※1）イルミネーションのデザイン提案イメージを添付すること。

（※2）見積書の作成にあたっては、適用する消費税率に留意すること。

(6) 企画提案書類等の取扱い(著作権及び意匠権)

企画提案書類、その他応募者から提出された書類(以下「企画提案書類等」という。)の著作権及び意匠権は、応募者に帰属する。ただし、当該企画提案書類については、松本市情報公開条例の対象となる。よって、未公表の著作物であっても著作権法第18条第3項第3号に基づき、公開の対象とする。

(7) その他の留意事項

ア 企画提案に係る書類作成・提出の一切の経費は提案者の負担とする。

イ 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。

カ 審査の公正を期すため、企画提案書類等には、会社名、住所、ロゴマークなど、企

画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

8 選定方法

本業務の趣旨に沿った提案であることを前提としたうえで、提案書における以下の記載内容を踏まえ、書面審査を組織委員会事務局で行い、プレゼンテーション審査を組織委員会の設ける審査委員会で行い、最も優れた企画提案者(契約交渉者)を選定する。

(1) 選考基準(200点満点)

審査項目		配点	
実施体制、安全管理、運営	人員配置、連絡体制	15	30
	安全性の確保、管理と運営	15	
芸術性、デザイン、演出等	インパクト、魅力的な光のスポット	70	125
	話題性とニュースバリュー	30	
	周辺景観とのバランス	15	
	実現可能性	10	
関連企画	点灯式や演出と連動した企画等	20	20
継続性	中期ビジョン	5	5
実績	過去のイルミネーション演出	10	10
費用対効果	費用と内容	10	10
合計			200

(2) 参加資格の確認及び書面審査

- ア 参加資格については、「6応募資格及び実績」に基づき確認を行う。
- イ 提案者が3者以下の場合、書面による書面審査を省略する場合がある。
なお、書面審査は提出書類に基づき「8選定方法(1)選考基準」に従い評価を行う。
- ウ 参加資格の確認結果及び書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- ア 書面審査を通過した企画提案者に対し、プレゼンテーション審査を実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約30分(提案説明20分、質疑応答10分)を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する。
- エ プレゼンテーション審査においては、提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。
- オ 最低評価基準点は審査員全員の評価合計点の7割とする。
- カ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約交渉者として選定する。
- キ 審査委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約交渉者を選定する。
- ク 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しない等、留意すること。
- ケ プレゼンテーション審査はオフライン実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオンラインでの実施を検討する。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、文書にて提出することとし、文書にて回答する。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とし、文書にて通知する。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他組織委員会が特に不適當であると認めた場合

10 松本城プロジェクションマッピングの実績

- (1) 期間 12月中旬から2月中旬
- (2) 点灯 午後6時から午後10時
- (3) 演出 3期構成(メイン演出約9分/期)
- (4) 総数
 - ア 令和5年度 154,437人
 - イ 令和6年度 172,905人
 - ウ 令和7年度 132,041人

11 本事業と関連して組織委員会が独自に実施する事業(※1)

- (1) 大名町通り・千歳橋イルミネーション
 - (2) オープニングセレモニー・点灯式(点灯初日)(※2)
 - (3) キッチンカー出店(会場:松本城公園)
 - (4) プロモーション
 - ア ホームページの制作・運用
 - イ チラシ及びポスター制作・掲出
 - ウ ローカル局テレビCM
 - エ SNS広告、YouTube広告等
- (※1) 予定は変更する場合がある。
(※2) 企画提案に含まれる場合は、組織委員会と協議のうえ決定する。
- (5) 国宝松本城氷彫フェスティバル(1月下旬予定)
 - (6) その他に市が実施する事業

12 問合せ先

担当 城下町松本フェスタ組織委員会 事務局 秋山 直之
住所 〒390-0874
松本市大手3-8-13松本市役所大手事務所5階
松本市文化観光部観光ブランド課内
TEL 0263-34-8307
FAX 0263-34-3049
e-mail kankou@city.matsumoto.lg.jp